

別表第1（第5条関係）

生活保護等世帯の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事に対する補助金の額

補助対象経費	補助額
工事費（既設の機器の撤去等の費用を含む。）	別表第2に定める額（既設の機器が撤去等されている場合は、別表第2に定める額から別表第3に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める額を差し引いた額）
特別な設計及び工事を伴う場合 事業費（工事費（既設の機器の撤去等の費用を含む。）及び設計管理費をいう。）	左欄の額（既設の機器が撤去等されている場合は、左欄の額から別表第3に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める額を差し引いた額）

別表第2（第5条関係）

機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事補助金額及び住民基本負担額

1 冷暖房機

（単位：円）

機 種	額	住民基本負担額		
		機能回復	再更新 告示日後機能回復	再々更新 告示日後再更新
HC-1	129,000	12,900	16,125	51,600
HC-2	135,000	13,500	16,875	54,000
HC-3	161,000	16,100	20,125	64,400
HC-4	171,000	17,100	21,375	68,400

2 換気扇・レンジ用換気扇

（単位：円）

機 種	額	住民基本負担額		
		機能回復	再更新 告示日後機能回復	再々更新 告示日後再更新
強制給排気型 換気扇	28,800	2,880	3,600	11,520
浅型（強制排気型） レンジ用換気扇	54,400	5,440	6,800	21,760
深型（自然給気強 制排気型）レンジ 用換気扇	89,600	8,960	11,200	35,840
プロペラ型（25cm） レンジ用換気扇	56,800	5,680	7,100	22,720

## 別表第3(第5条関係)

既設の機器が撤去等されている場合について減ずる額

(単位:円)

区 分	機 種	額
取外し	HC-1	12,000
	HC-2	12,000
	HC-3	12,000
	HC-4	12,000
	強制給排気型	600
	浅型(強制排気型)	6,300
	深型(自然給気強制排気型)	6,300
	プロペラ型	6,300
処分	HC-1	5,000
	HC-2	5,000
	HC-3	5,000
	HC-4	5,000
	強制給排気型	5,000
	浅型(強制排気型)	5,000
	深型(自然給気強制排気型)	5,000
	プロペラ型	5,000

別表第4(第5条関係)

既設の機器が撤去等されている場合について住民基本負担額より減ずる額

(単位：円)

区分	機種	額		
		機能回復	再更新 告示日後機能回復	再々更新 告示日後再更新
取外し	HC-1	1,200	1,500	4,800
	HC-2	1,200	1,500	4,800
	HC-3	1,200	1,500	4,800
	HC-4	1,200	1,500	4,800
	強制同時給排気型	60	75	240
	強制排気型	630	788	2,520
	自然給気強制排気型	630	788	2,520
	プロペラ型	630	788	2,520
処分	HC-1	500	625	2,000
	HC-2	500	625	2,000
	HC-3	500	625	2,000
	HC-4	500	625	2,000
	強制同時給排気型	500	625	2,000
	強制排気型	500	625	2,000
	自然給気強制排気型	500	625	2,000
	プロペラ型	500	625	2,000

備考

- 1 告示日後機能回復工事とは、春日井市民家防音工事補助金交付要綱(平成4年7月1日施行)第2条第2号に規定する住宅の機能回復工事をいう。
- 2 告示日後再更新工事とは、春日井市民家防音工事補助金交付要綱第2条第2号に規定する住宅の再更新工事をいう。
- 3 特別な工事の場合の補助金額及び住民基本負担額については、別に定める。